

佐倉市2号及び3号認定保育料金表（※2号認定と3号認定の保育料金表は共通です。）

単位：円

階層 区分	定 義	3歳未満児 月額保育料		3歳児 月額保育料		4歳以上児 月額保育料		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
B1	A階層を除き、市町村民税所得割、及び均等割の両方とも非課税の世帯であり、かつ、在宅障害児(者)のいる世帯及び母子・父子世帯等	0	0	0	0	0	0	
B2	A階層、及びB1階層を除く、市町村民税所得割、及び均等割の両方とも非課税の世帯	2,600	2,500	2,500	2,400	2,500	2,400	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割のみ非課税世帯であり、かつ、在宅障害児(者)のいる世帯及びひとり親世帯	7,300	7,200	4,500	4,400	4,500	4,400	
C2	A階層、B階層及びC1階層を除く、市町村民税所得割のみ非課税世帯	10,400	10,300	8,700	8,600	8,700	8,600	
D1	A階層からC2階層までを除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	100円以上 22,000円未満	16,000	15,800	13,900	13,700	13,900	13,700
D2		22,000円以上 48,600円未満	18,000	17,700	16,300	16,100	16,300	16,100
D3		48,600円以上 56,000円未満	22,800	22,500	21,100	20,800	20,000	19,700
D4		56,000円以上 72,000円未満	26,900	26,500	24,200	23,800	22,100	21,800
D5		72,000円以上 97,000円未満	30,000	29,500	25,600	25,200	22,900	22,600
D6		97,000円以上 112,000円未満	37,300	36,700	26,500	26,100	23,100	22,800
D7		112,000円以上 138,000円未満	42,300	41,600	28,000	27,600	23,600	23,200
D8		138,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800	28,300	27,900	23,900	23,500
D9		169,000円以上 180,000円未満	49,200	48,400	28,600	28,200	24,100	23,700
D10		180,000円以上 210,000円未満	51,000	50,200	29,100	28,700	24,600	24,200
D11		210,000円以上 245,000円未満	54,300	53,400	29,300	28,900	24,700	24,300
D12		245,000円以上 260,000円未満	57,200	56,300	29,600	29,100	25,100	24,700
D13		260,000円以上 301,000円未満	61,000	60,000	30,000	29,500	26,000	25,600
D14		301,000円以上	63,500	62,500	30,500	30,000	26,500	26,100

備考

1 生計を一にする世帯において2人以上の児童が次のいずれかに該当する場合は、当該児童に係る保育料の額は、次の表の左欄に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

- (1) 特定教育・保育施設に入所している。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園に入園している。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園に入園し、又は入所している。
- (4) 障害児通園施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条に規定する児童発達支援センター、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。)に通所している。
- (5) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を利用している。

児童	保育料の額
備考の各号のいずれかに該当する児童のうち最も年齢が高いもの	保育料表に定める額
備考の各号のいずれかに該当する児童のうち前項の児童の次に年齢が高いもの	保育料表に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の児童	0円